

利用料金（訪問リハビリテーション）

1 基本料金（訪問リハビリテーション費）

	1回の利用料金 自己負担額 (1割負担)	1回の利用料金 自己負担額 (2割負担)	1回の利用料金 自己負担額 (3割負担)	備 考
1回(20分)につき (退院退所後 3ヶ月間は 週12回まで可能)	308円	616円	924円	※注意 1日のうちに連続して40分以上のサービス を提供した場合は、複数回の料金となります。 (20分：1回分の料金) (40分：2回分の料金) (60分：3回分の料金)

2 加算料金

介護報酬告示上の金額

リハビリテーション マネジメント加算口	213円／月	426円／月	639円／月	医師の指示内容を記録。 リハビリテーション会議(3月毎)・情報共有・記録。リハビリ テーション計画書の見直し(3月毎)・ケアマネに情報 提供。 利用者の居宅へ訪問し助言を行う。
事業所の医師が利用者又は その家族に説明し、利用者の 同意を得た場合	270円／月	540円／月	810円／月	医師が、利用者またはその家族に対して説明し、 同意を得、記録すること。
事業所の医師がリハビリテー ション計画の作成に係る診療 を行わなかった場合	△50円／月	△100円／月	△150円／月	
退院時共同指導加算	600円／月	1,200円／月	1,800円／月	利用者が病院又は診療所から退院時、病院等の 医師又は施設の従業者と共同して療養上の指導 を行う。
短期集中個別 リハビリテーション実施加算	200円／日	400円／日	600円／日	リハビリテーションによって生活機能の改善が見込 まれると判断された方に対し、医師の指示を受け たリハビリ職員が退院日若しくは訪問開始日から 3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行 うこと。
認知症短期集中個別 リハビリテーション実施加算	240円／日	480円／日	720円／日	リハビリテーションによって生活機能の改善が見込 まれると判断された方に対し、医師の指示を受け たリハビリ職員が退院日若しくは訪問開始日から 3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行 うこと。
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	6円／回	12円／回	18円／回	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、 勤続年数が7年以上の者が1名以上いること。
介護職員等処遇改善加算	算定した1日当たりの 利用料金の1.5%に相 当する金額の1割	算定した1日当たりの 利用料金の1.5%に相 当する金額の2割	算定した1日当たりの 利用料金の1.5%に相 当する金額の3割	介護職員等の賃金改善等に係る費用として、 左記加算を申し受けます。